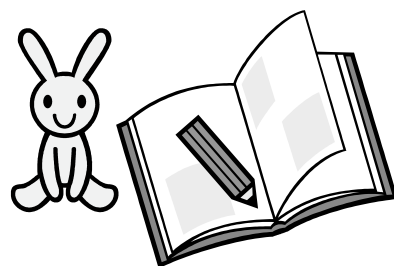


5 資料

- ・ スタートアップシートⅠ
- ・ スタートアップシートⅡ
- ・ ヒアリングシート〈幼児用〉（例）
- ・ 個別の教育支援計画（例）
- ・ 【就学指導事例】
- ・ 【用語解説】
- ・ 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



資料として示した各記入様式例（スタートアップシート、ヒアリングシート、個別の教育支援計画）は、完成形ではありません。それぞれの子どもの様子や、市町村の就学相談の実情に合わせ、適宜修正を加え、よりよいものにして下さることを期待します。

そのためにも、本人・保護者、学校、教育委員会及び各関係機関の連携協力は欠かせません。

相談支援ファイルは、五條市の「すこやかノート」、橿原市の「りんくノート」を参考にされるとよいでしょう。（詳細については当該市に問い合わせてください。）

スタートアップシート I

〈相談日〉平成 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日：
名前			年 月 日 (歳)
現在の 状況	ア 家庭		
	イ 療育機関	機 関 名 []
	ウ 幼稚園・保育所	園 (所) 名 [] () 歳児クラス
	エ 学校	校 名 [] () 年生
	オ その他 []	
保護者	名前	TEL	
	住所		
就学に際しての考えや相談したいことを書いてください。			

※記入者名 ()

スタートアップシートⅡ

名前:	性別:	生年月日:	年	月	日 (歳)
-----	-----	-------	---	---	-----	----

A	記入日:	年	月	日	記入者名:	
---	------	---	---	---	-------	--

保護者の願い	
--------	--

家族構成	家庭での様子

家庭状況	興味・関心等

身体的状況(年 月現在) 利き手() 身長 cm 体重 kg	生育歴上の気付き／相談履歴

B	記入日:	年	月	日	記入者:所属	職	名前
---	------	---	---	---	--------	---	----

園(所)での目標	園(所)での取組の様子

支援内容		関係機関		
		機関名	担当者	支援内容
園(所)	医療・保健			
	福祉・療育			
家庭	地域			
	その他			

ヒアリングシート〈幼児用〉(例)

支援度
 a:全介助・直接的な援助が必要
 b:部分介助・言葉がけやモデルが必要
 c:自立

(ふりがな) 名前	園名 (所名)
--------------	------------

記入日 () 記入者名 ()

観 点	支援度		主 な 内 容	特 記 事 項
	a	b		
健康・ 身体機能	A	①健康面	睡眠、生活リズム、体温、(てんかん)等	<ul style="list-style-type: none"> ・てんかんの重積発作になりやすいので、坐薬の管理が必要。 ・座位保持いす使用。
		②視覚	視力、視野、色覚、眼球運動、斜視等	
		③聴覚	音への反応、聴力、補聴器、人工内耳	
		④姿勢保持	定頸、寝返り、(座位)、姿勢変換、変形	
		⑤移動	車いす、歩行器、杖使用、装具	
		⑥上肢の動き	握る、持つ、操作する	
		⑦その他	疾患、アレルギー、制限等	
身近自立・ 生活	B	①食事	偏食、(道具の使用)、口腔機能(咀嚼等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自助具に工夫をすれば自分で食事ができる。 ・排便処理に支援が必要。
		②排泄	排便・排尿の状態、(処理)、清潔	
		③衣服の着脱	着る、脱ぐ、靴、触覚過敏	
		④片付け	整理の仕方、必要性の理解	
		⑤用具の使用・活用	はさみやのり、筆記用具等	
		⑥その他	あいさつ、季節に合った過ごし方等 スケジュールの理解や変更等	
社会性・ 行動		①指示や話の内容理解	簡単な指示、文脈、物語	
		②意思の伝達	二語文、指さし、サイン、カード使用	
		③人とのかかわり	視線、三項関係、家族、教師、友達	
		④遊び	遊びの様子(一人遊び、平行遊び)	
		⑤集団活動	参加の様子	
		⑥規範意識	ルールの理解	
		⑦感情のコントロール	多動性、衝動性、パニック、集中度	
		⑧危険回避、予知	危険場所への立入、火や刃物、異食	
		⑨その他	こだわり等	
学習への 準備		①空間の把握	前後、左右、上下、場所の理解	
		②文字への興味	マーク、記号、文字、絵本への興味	
		③数の理解	具体物を数える、数の概念、教唱	
		④描くこと	形を写す、車・人物画、色使い	
		⑤動くこと	走る、投げる、跳ぶ	
		⑥その他	歌う、リズム打ち、ダンス等	

興味・ 関心	<ul style="list-style-type: none"> ・得意なこと ・好きな活動 ・集中できること 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・苦手なこと ・好まない活動 ・配慮すべきこと 	

保護者の願い

<input type="checkbox"/> 就学にあたって配慮してほしいことがら <input type="checkbox"/> できるようになってほしいこと、将来のイメージ等

○ヒアリングシートの記入について

- 1 聴き取った内容に基づき各相談員が記入。保護者が直接書き込むものではない。
- 2 子どもの様子に応じて、「観点」や「主な内容」を適宜選択して質問する。その際、「発達検査」や「知能検査」等の検査結果があれば参照する。
- 3 支援度 a b c は、あくまで目安とする。
 - (1) 「健康・身体機能」の①～⑦の観点のうち、1つでも支援度 a に がついていれば総合支援度は **A** とする。
 - (2) 「身辺自立・生活」「社会性・行動」「学習への準備」については、各観点のうち、それぞれ支援度 a もしくは b の3分の2に がつけば総合支援度は **A**、3分の1に が付けば総合支援度は **B** とする。ただし、支援度 a、b の組合せによって、総合支援度の判断は柔軟に行うものとする。
- 4 具体的な支援内容等、聴き取った内容は「特記事項」の欄に記入しておく。
- 5 「興味・関心」や「保護者の願い」を十分に聴き取り、記入しておく。

※ 年齢に応じてヒアリングシートの「観点」や「主な内容」等を精査することが必要です。特に、中学校段階からの特別支援学級入級や特別支援学校への就学に関する相談の際には、「興味・関心」「保護者の願い」をていねいに聴き取ることが大切です。

○ヒアリングシートを用いた聴き取りの例

(1) 「健康・身体機能」についての聴き取り例

相談員：ひとりで座ることができますか？

保護者：いいえ、できないんです。少し腰を支えると座れるようになってきているのですが…。

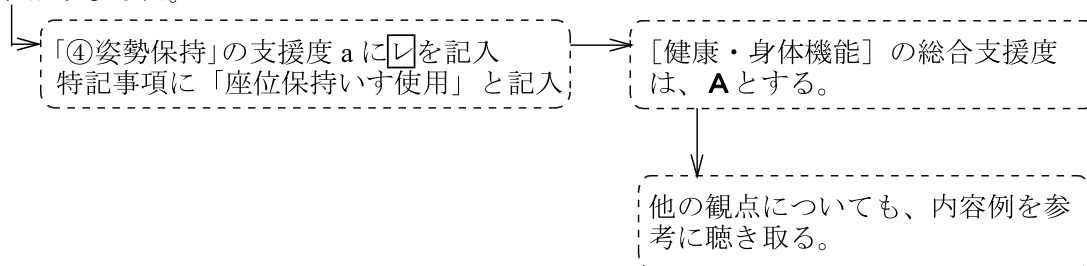
相談員：座位保持いすがあればどうですか？

保護者：いすがあれば少しの時間なら座れます。

相談員：お家には、〇〇さん用のいすがあるんですか？

保護者：はい、あります。学校用も作ってもらう予定です。

相談員：わかりました。



(2) 「身辺自立・生活」についての聴き取り例

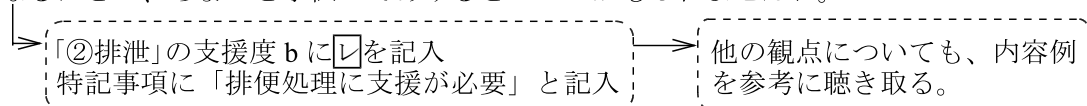
相談員：ウンチはひとりでできますか？

保護者：はい。したくなったら行くんです。でも、ひとりで拭くことはできないんです。

相談員：トイレトペーパーは、ちぎれますか？

保護者：はい。でもね、きれいに拭けなくて、いつもパンツが汚れてしまうんです。

相談員：なるほど…、ちょっと手伝ってあげるといいのかもしれないね。



○ヒアリングシートの活用について

同じことを聴き取っても、その受け止め方は、相談員によって異なります。また、同じ相談員であっても、聴き取る時期によって、 が付く箇所や数は異なることがあります。子どもの様子は常に変化するからです。

1枚のシートが完成したからといって、固定的・断定的に扱わないということが大切です。複数のシートをもとに、専門部会等で合議の上、1枚にまとめるなどの過程が大変重要です。

個別の教育支援計画(例)

記入日 年 月 日

名前: 性別: 生年月日: 年 月 日 (歳)

保護者の願い

教師の願い

この項目以外はスタートアップシートⅡと同形になっています。必要に応じて修正を加えながら、まとめましょう。

家族構成

家庭での様子

家庭状況

興味・関心等

身体的状況(年 月現在)

生育歴上の気付き／相談履歴

利き手()

身長 cm 体重 kg

園(所)での目標

園(所)での取組の様子

・園での生活に見通しをもち、楽しく活動に参加する。

・1日の流れをボードで知らせるようにしているが、その都度、教師に確認を求めている。

支援内容

関係機関

機関名

担当者

支援内容

園(所)

・聴覚過敏があるので、刺激になる音は園生活の中で、できるだけ排除する。

医療・保健

〇〇センター

作業療法士 〇〇

〇〇訓練

福祉・療育

〇〇園

指導員 〇〇

ソーシャルスキルトレーニング

家庭

・苦手な場所に行くときには、前もって紙に書いて伝える。

地域

子ども会

〇〇さん

その他

スイミング

〇〇さん

	現在の様子	入学後の目標	手だて	評価と課題
健康・身体機能	<ul style="list-style-type: none"> 一人で座ることができないが、座位保持いすを使用することで少しの時間なら座ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人で座位姿勢がとれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 座位保持訓練を行う。 学校用の座位保持いすを利用し、姿勢を安定させる。 	
身辺自立・生活 社会性・行動 学習面	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>この「個別の教育支援計画」は、就学相談のまとめとして作成することを想定しています。これから始まる学校教育に、引き継いでいくための「原案」というべきものです。</p> <p>就学相談の中で聴き取ったプロフィールや現在の様子(実態把握)を記入し、入学後の大まかな目標を設定します。</p> <p>ただし、全ての項目が埋まらない場合もあります。</p> <p style="text-align: center;">*このページは「個別の指導計画」の作成に生かしましょう。</p> </div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>就学後は、これまでの各シート類と一緒にファイリングし、必要に応じて、保護者とともに見直しを加えましょう。</p> </div>			

今後、連携が必要な関係機関

安心して学校生活を送るために、本紙記載の個人情報に関係者間で共有することに同意します。
年 月 日 保護者名
印

【就学指導事例】

ケース 1 学びの場は、通常の学級？それとも特別支援学級？

幼稚園の年長時、保護者が小学校の特別支援学級の授業を参観し、その内容が子どもに適しているとの理由で入級を希望。しかし、就学指導委員会の答申は、「通常の学級に在籍し、経過を観察する。」というもので、最終的に保護者も合意し入学した。

1学期末の懇談で保護者から「特別支援学級で行っている学習に参加させたい。」との申し出があったため、校内委員会で検討した結

果、参加を認めた。

しかし、その後、保護者が特別支援学級への入級を再度希望。学校は、学力的には今後も通常の学級で学ぶことができると判断したが折り合いがつかず、就学指導委員会に審議を依頼することになった。保護者の強い願いは終始変わらず、結局、新年度になって特別支援学級に入級した。

【考察】 就学指導委員会は、特別支援学級の教育内容と目的を十分説明するとともに、通常の学級に籍を置きながら特別支援学級の弾力的運用による通級指導を行った際の成果を評価・分析し、保護者と共有する必要がある。

また、このケースは、通常の学級における適切な指導と必要な支援の在り方が問われた例といえるかもしれない。通常の学級における教育を見直すと同時に、これを機に個別の教育支援計画も見直し、保護者が子どもの能力と将来の見通しを再認識できるような助言も有効である。

ケース 2 特別支援学級で学習していたら、高校受検に不利になるの？

特別支援学級に在籍している中学校2年生の生徒。1学期末、保護者から担任に対し、「入級していると高校受検に不利になるので、退級したい。」との相談があった。学校は、「特別支援学級で学習しているからといって、不利になることはない。」ことを説明し、「今後も本

人のペースで学習を積み上げていくことで、さらに成長が期待できる。」と説得したが、保護者の納得は得られなかった。その後、就学指導委員会の助言を受けても保護者の意思は変わらず、退級するに至った。

【考察】 現在の学力と、将来を見据えて醸成すべき力について、本人・保護者と学校の共通理解が難しかった例であるといえる。例えば、現状の学習成績で進学が可能であることを具体的に示すことにより、保護者にも見通しがもてたのではないか。

また、背景に、特別支援学級に対する否定的な見方(偏見)があったとすれば、それに至った状況を明らかにしつつ、課題解決に向かうべきだったかもしれない。いずれにせよ、思春期を迎えた本人への配慮は欠かせない。その上で、個別の教育支援計画を軸に、できること・できないこと・できそうなことを再度整理し、今後も寄り添う指導・支援を継続させる必要がある。

ケース 3 「友人関係」「個の伸長」…めざす将来像は？

地域の小学校で、充実した学校生活を過ごすことができた小学校6年生の児童。保護者は、「子ども同士のつながりを大切にしたい。」と、地域の中学校への入学を希望。しかし、就学指導委員会は、「子どもの実態から、特別支援学校への入学が望ましい。」との判断をした。

その判断に戸惑う保護者に対し、町教育委

員会は、改めて、特別支援学校の見学と教育相談を勧めた。保護者は、初めて特別支援学校を訪問し、そこでの子どもの意欲的な様子を見たり、その時に教育相談を受けたりしたことで、特別支援学校への入学に合意。特別支援学校の入学式には、町教育委員会からも同席し、新しい生活がスタートした。

【考察】 保護者にとって、何を基準に就学先を考えればいいのかは非常に悩ましい。このケースの場合、特別支援学校に関する情報の少なさが保護者の決断を遅らせたようだ。保護者の気持ちに寄り添いながらも、関係者が多面的視点を持ち、正確な情報提供に努めることが必要である。

ただ、小学校からのつながりのある子どもたちと地域で共に学ばせたいという願いと、個の伸長を願い専門的な教育を受けさせたいという願いは、本来、どちらか一方を選ばなければならないものではない。この点は是非とも共通理解しておきたいことであり、今後は居住地校との交流及び共同学習を充実させるなど、地域とのつながりを一層大切にできるよう配慮が望まれる。

ケース4 学びの場は、特別支援学校？それとも特別支援学級？

特別支援学校中学部1年生の生徒。自閉的傾向があり、小学校では特別支援学級に在籍していたが、高学年になって友人とのトラブルなど二次的な問題に苦慮していた。保護者は、特別支援学校への就学を希望。市の就学指導を経て、入学した。

人間関係等の社会性の課題については、一

定の改善がみられたものの、特別支援学校の学習内容では、当該生徒の学力的な実態から、徐々に物足りない様子が見られるようになった。2年生への進級にあたり、特別支援学校も保護者も、中学校の特別支援学級への就学が適切だったのではないかと思い始めている。

【考察】 社会的な適応性と知的発達との開きが大きいことが、就学先決定の判断を難しくしていると考えられる。当該生徒の多岐にわたる教育的ニーズの全てを一つの学校だけで満たそうとすること自体に無理があるのかもしれない。

しかし、現行制度上は、いずれか一つの学校を選ばざるを得ないため、それぞれの教育内容をよく吟味し、実際の学校見学などを経て、慎重に決定すべきであった。特に、特別支援学校の中には、設置目的とその集団の特性から、中学校と同じように教科別の学習を中心に行うのではなく、日常生活能力や社会生活能力を身に付けることを中心に学習が進められている学校があることに留意すべきである。

相談員等に特別支援学校及び特別支援学級の担当がいれば、より詳しい情報を提供することが可能であったこと、また、子どもの能力と将来像にも目を向けることができるような助言を行う必要があったことなど、相談の過程に検証すべき点は多い。

当面、中学校の特別支援学級や通常の学級との定期的な交流及び共同学習を進めるなど、柔軟な指導体制を組むとともに、関係機関と連携し、継続的な相談・支援を行う必要がある。

ケース5 進学なんてまだまだ先？

小学校3年生から特別支援学級に入級した児童。4年生の1学期、「進学についていろいろな情報を得て、少しずつ考えていきましょう。」との担任の言葉に、保護者はまだまだ先のことを考えていたため、驚いたようであった。その時は、担任が公立中学校の通常の学級、特別支援学級の教育課程について説明した。

5年生になって、保護者から、中学校の特

別支援学級を見学したいとの申し出があった。これを機に、療育手帳や障害者枠での就労についての情報も提供した。

6年生の春には、「学校生活を終えた後の進路(就労)を視野に入れて、進学先を決定していきたい。」という保護者の意向もあり、療育手帳の取得に関する相談のため、こども家庭相談センターを訪れた。現在、就学指導委員会の面談もスムーズに進んでいる。

【考察】 多くの保護者は、進路への漠然とした不安をもちつつも、日々の子どもの生活に追われている状態なのではないだろうか。この事例のように、学校や担任が、時期を見計らいつつ早め早めの情報提供をすることが、信頼関係を築く上でもとても大切である。

単に行き先を探すことが就学指導ではない。自立と社会参加に向け、ちょっと先を見通した相談を、時間をかけて行うことで、最終的に子どもにあった「学びの場」をみつけられるような就学指導にしたいものである。

【用語解説】

1 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。これまでの「障害児教育」を発展させ、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校、全ての学級で行うものであり、共生社会の形成の基礎となる重要な意味をもっている。

2 1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診

母子保健法で定められた健康診査。健康診査と保健指導を組合せて行うことで疾病等を早期に発見し、早期に治療・療育を開始することを目的としている。

なお、このほかの時期の乳幼児健康診査の実施は、市町村の努力義務とされており、4ヶ月児や5歳児に健診を行っている市町村もある。

3 就学指導委員会

市町村教育委員会に設置され、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた適正な就学を支援することを業務の中心とする委員会。就学前に特化することなく、早期からの教育相談を大切にし、総合的な判断を行うことが求められるようになってきていることから、今後、委員会の名称変更の論議も必要になるとと思われる。

4 特別支援教育コーディネーター

校内の特別支援教育を推進し、関係機関との連絡調整の窓口となる教員。奈良県では、全ての学校に置いている。その内、各市町村単位の代表者を「コーディネーター・リーダー」、各特別支援学校の中でセンター的役割を果たす人材を「特別支援教育コーディネーター指導者」と呼び、学校間や地域間の連携を一層推進している。

5 通級による指導・通級指導教室

通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒が、その障害の状態に応じた特別の指導を、週に1～8時間程度、通級指導教室にて受けることができるもの。現在、県内の10市町（13小学校及び1中学校）に計17教室が設置され、「ことばの教室」「きこえの教室」「ステップ教室」などと呼ばれている。

6 ケース会議

特別な支援を必要とする子ども一人一人の事例ごとに、様々な課題の解決に向けた具体的な方策を検討する会議。特別支援教育コーディネーターが中心になって開催し、必要に応じて学校内外の関係者が一堂に会することも想定している。

7 学校コンサルテーション

現代の学校は、複雑な問題を多く抱えており、教職員だけでその課題解決にあたるには限界がある。そこで、異なる視点をもった専門家の助言を活用した相談を進めることが望ましく、そういった相談を学校コンサルテーションという。

8 就学時健康診断

就学前児を対象に、身体の疾患や知的発達に関することについて、各市町村教育委員会が実施する健康診断。学校保健法施行令により、就学前年度の11月30日までにを行うことが定められており、各公立小学校が会場となることが多い。

9 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な教育的支援を行うための中長期的計画。医療、福祉、労働等の関係機関の連携を盛り込み、就学相談の過程で、市町村教育委員会が中心となって作成するもの。関連するものとして、学校における指導の計画を示した「個別の指導計画」がある。

10 就学基準

特別支援学校の教育対象となる障害の程度として、学校教育法施行令第22条の3に定められているもの。ただし、この基準に該当する児童生徒で、当該市町村教育委員会が、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者は認定就学者といわれる。

現在、「就学基準」に加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見及び学校や地域の状況などを総合的に判断して就学指導を行うよう制度改正が検討されている。

11 発達障害

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。しつけ等によるものではなく、生得的な障害であり、障害に起因する困難さの程度は、個人差が大きい。

12 「障害者の権利に関する条約」

平成18年12月国連総会において採択された国際条約。障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定められている。第24条（教育）には、障害の有無にかかわらず、共に生活し共に学ぶ教育を実現する制度として、インクルーシブ・エデュケーション・システムが示されている。

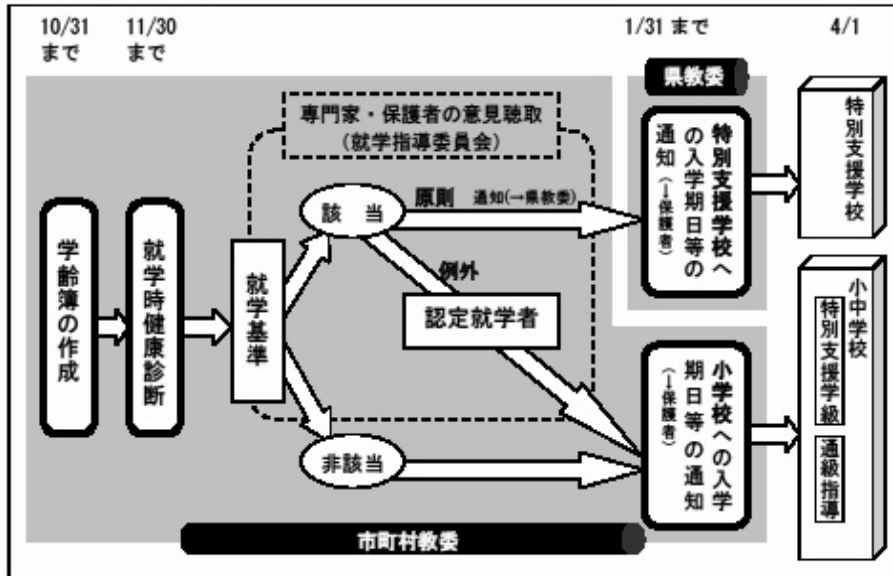
現在、日本はこの条約の批准に向けた国内法整備のための議論を「障がい者制度改革推進会議」において進めている。

13 支援籍と副籍

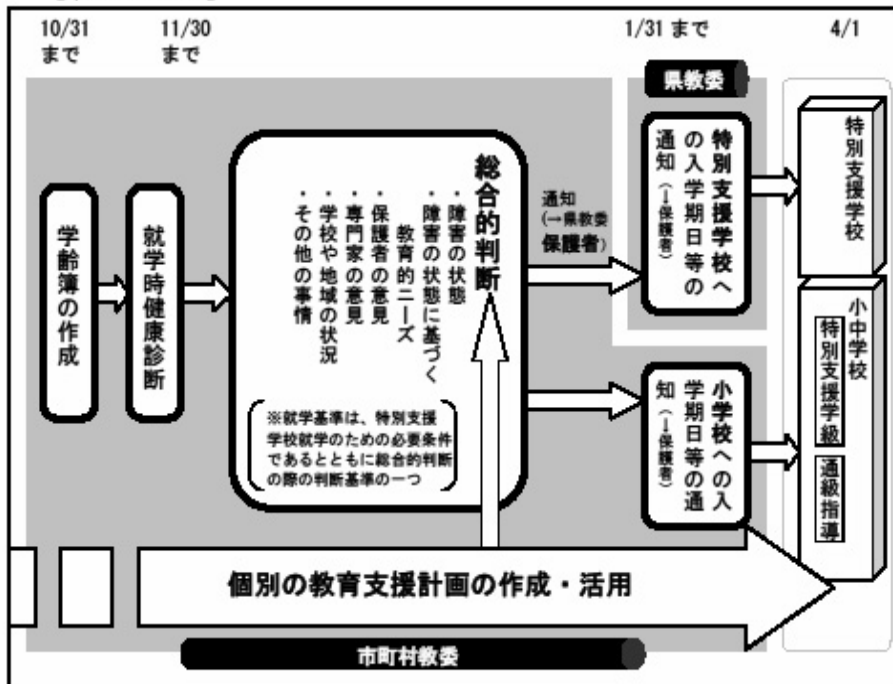
障害のある子とない子が一緒に学ぶ機会を拡大していくための新たな仕組み。実施している自治体によって「支援籍」や「副籍」など、様々な名称があり、障害のある子どもたちが、在籍する学校又は学級以外にも副次的な籍を置いて、必要な学習活動や直接的・間接的な交流を行うことを目標としている。

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)

【現在の手続き】



【改正イメージ】



H21. 2. 12 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

『特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)～早期からの教育支援の在り方について～』より

特別支援教育の更なる充実に向けて
就学指導のガイドライン

平成22年10月発行

編集・発行 奈良県教育委員会事務局特別支援教育企画室
〒630-8502 奈良市登大路町30(奈良県庁内)

URL : http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1691.htm

毎年11月1日は「奈良県教育の日」 毎月第3日曜日は「家庭教育・家庭の日(いきいきサンデー)」